

**久万高原町養護老人ホームささゆり荘照明 LED 化業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この実施要領は、「久万高原町養護老人ホームささゆり荘照明 LED 化業務委託（以下「本業務」という。）」の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するにあたり、福祉施設における入所者等の生活環境及び施設運営に配慮した専門的な技術力、施工調整能力、安全管理能力及び経験を有する者から、技術的かつ効果的な業務成果を生む手法の提案を募集し、最も適切なものを選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

（1）業務の名称

久万高原町養護老人ホームささゆり荘照明 LED 化業務委託

（2）業務の内容

仕様書（別紙 1）及び配置図（別紙 2）のとおり

（3）提案限度額

金 2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度額を超える提案については無効とする。

（4）業務のスケジュール

・募集開始	令和 8 年 9 月 25 日（金）
・質問受付期限	令和 8 年 10 月 6 日（火）正午
・質問回答	令和 8 年 10 月 9 日（金）
・参加申込書受付期限	令和 8 年 10 月 14 日（水）正午
・現地確認（任意）	令和 8 年 10 月 23 日（金）まで
・企画提案書受付期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）正午
・プレゼンテーション審査（予定）	令和 8 年 11 月上旬
・結果通知	令和 8 年 11 月上旬

3 参加資格

（1）応募者

応募者は、令和 3 年度以降に、福祉施設、医療施設、学校、庁舎その他公共性の高い施設における照明の LED 化事業の実績を有する者とする。

また、本業務の施工に当たっては、関係法令上必要となる許可及び資格を有する者を確保し、適正に施工できる体制を有すること。

(2) 応募の参加資格

- ア 久万高原町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 久万高原町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- エ 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- オ 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- カ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- キ 本業務の実施に当たり、関係法令上必要となる許可及び資格を有する者を確保し、適正に施工できる体制を有すること。
- ク コンソーシアムを構成し、本プロポーザルに参加しようとする場合、全ての構成員がアからカまでの資格要件を満たし、代表者又は構成員のいずれかがキの資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している場合は単体で参加することはできない。

(3) 応募に関する留意事項

- ア 応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 応募者は、1 つの提案しか行うことができない。
- エ 当該提案に係る一連の手続及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- オ 提案書に虚偽の記載があったと認められた場合、当該提案書は無効とする。
- カ 提出された書類は、久万高原町情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- キ 提案内容は、福祉施設としての施設運営を継続しながら安全かつ円滑に LED 化を実施するため、現地調査、照明計画、施工計画、安全管理、施設運営への影響抑制、省エネルギー効果の試算等を含むものとする。

4 参加申込

(1) 提出書類及び提出部数

下記の書類を各 1 部提出すること。

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 会社概要（様式任意）
- ウ 参加資格に係る書類
 - （ア）法人登記簿謄本（3 箇月以内のもの）及び記載事項を証する書面
 - （イ）貸借対照表（直近 3 期比較）

- (ウ) 損益計算書（直近 3 期比較）
- (エ) 施工に従事する者の資格者証等の写し（対象施設及び作業内容に応じ、法令上必要なもの）
- (オ) 公共施設等照明の LED 化事業の実績が分かる資料（任意様式）
- エ コンソーシアムの場合、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担及び統括役割を担う構成員を代表する者に係る書類（任意様式）
- (2) 提出期間
令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 8 年 10 月 14 日（水）正午までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- (3) 提出方法
持参又は郵送により、下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。
- (4) 参加を辞退する場合
参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 2）を提出すること。
- (5) 参加資格確認結果の通知
提出した参加申込に係る提出書類等に基づき、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査し、順次文書にて通知する。

5 現地確認

- (1) 本業務の提案にあたり、参加資格を有すると認められた者は、必要に応じて対象施設の現地確認を行うことができる。
- (2) 現地確認を希望する場合は、町が指定する期間内に、事前に「12 問合せ先・提出先」へ連絡し、日時、参加者及び確認内容について調整すること。
- (3) 現地確認にあたっては、施設運営、入所者等の生活環境及び個人情報の保護に十分配慮し、町及び施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 現地確認時に得た情報は、本プロポーザルに係る提案作成以外の目的に使用してはならない。

6 提案書の提出

- (1) 提出期間
参加資格確認結果の通知日から令和 8 年 10 月 30 日（金）正午までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- (2) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

7 企画提案書の内容

(1) 提案書

企画提案書は、原則として A4 版横書きとし、図表等で必要な場合は A3 版の使用を認める。A3 版を使用する場合は、A4 版 2 ページ分として取り扱う。表紙及び目次を除き、15 ページ以内とし、読みやすさ及び簡潔さに留意して作成すること。

また、提案書には、実施体制、現地調査方法、照明計画、使用器具、施工計画、安全管理、施設運営への配慮、省エネルギー効果、保証対応、地域貢献、価格等を記載すること。

(2) 見積書

ア 見積書には、本業務の履行に必要な一切の経費を含めた金額を記載すること。

イ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

ウ 見積金額が提案限度額を超える場合は、失格とする。

エ 見積書には、積算内訳を添付すること。

(3) 上記提出物の電子データ

提出物の種類ごとに PDF 形式で CD-R 等に保存し提出すること。

(4) 提出部数等

上記(1)・・・・・・4部(原本1部、写し3部)

上記(2)・・・・・・1部

(5) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

8 質疑の方法

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年9月25日(金)から令和8年10月6日(火)正午

(2) 受付方法

メールにより、下記の「12 問合せ先・提出先」宛てに質問書(様式3)を提出すること。(電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。)

※タイトルは「【ささゆり荘 LED 化質疑】（事業者名）」とした上でメールすること。

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、令和8年10月9日（金）までにメールにて随時回答を送付する。質問及び回答内容は、参加申込書の提出があった全ての者に対し電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 選考方法及び審査結果の通知

(1) 受託者の選定は、プレゼンテーションによる審査を行い、全体を通して本業務を最も適切に遂行できると判断される事業者1者を優先交渉権者として選定する。

(2) プレゼンテーションの開催については次のとおり。

ア 1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行う。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計50分以内とする。

イ プレゼンテーションの詳細は各提案者に別途通知する。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 提案限度額を超える金額で企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(4) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

(5) 評価基準

下記「評価基準」に基づき、実施体制・実績、福祉施設としての特性への理解、使用器具・照明品質、施工計画・安全管理、工程・施設運営への配慮、省エネルギー効果、地域貢献・町内業者活用、価格等を総合的に評価する。

評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しないことができる。

【評価基準】

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目	配点
業務実施体制・実績	15
福祉施設としての特性への理解	15
使用器具・照明品質	15
施工計画・安全管理	20
工程・施設運営への配慮	10
省エネルギー効果・維持管理負担軽減	10
地域貢献・町内業者活用	5
価格	10
合計	100

(6) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

(7) 失格事由

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 提出書類に不備があり、補正が困難である場合
- ウ 参加資格に違反している場合
- エ その他不正行為があった場合
- オ 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- カ 提案限度額を超える見積金額を提示した場合
- キ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ク 選定委員又は関係職員に対して、本プロポーザルに関する不正な接触を行った場合
- ケ その他、本実施要領に定める事項に違反した場合

10 選考後の手続き

優先交渉権者は、速やかに対象施設の現地調査、数量確認、使用器具の検討、施工計画及び安全管理計画の作成等を実施し、町と業務内容について詳細な協議を行い、双方合意のうえ契約を締結する。

優先交渉権者と町の双方が合意しない場合には、次点交渉権者と詳細な協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、優先交渉権者又は次点交渉権者の負担とする。

業務実施にあたっては、可能な限り町内業者の活用に努めることとし、業者選定の決定に関しては町の確認を受けること。

町及び優先交渉権者との協議により、業務内容を一部変更することがある。

契約の締結にあたっては、久万高原町財務規則その他関係規程に基づき、必要な手続きを行うものとする。

優先交渉権者が契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合、又は町との協議が整わない場合は、町は優先交渉権者との交渉を終了し、次点交渉権者と協議を行うことができる。

優先交渉権者の提案内容は、町と優先交渉権者との協議を経て、契約書、仕様書又は業務計画書に反映するものとする。ただし、提案内容の全てを契約内容として採用することを保証するものではない。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 提出された書類は、久万高原町情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- (4) 本プロポーザル及び本業務の実施にあたり知り得た施設情報、入所者、利用者、職員その他関係者に係る情報については、提案作成及び業務実施以外の目的に使用してはならず、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 町は、提出書類に軽微な不備又は不明な点がある場合、提出者に対し、期限を定めて補正又は説明を求めることができる。ただし、提案内容の変更に当たる補正は認めない。

12 問合せ先・提出先

森林G X推進室

郵便番号：791-1201

住 所：愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212 番地

T E L：0892-21-1111（内線：191）

F A X：0892-21-2860

メール：gx-suishin@kumakogen.jp